

漁業権	10年	10年
営業権	10	10
試験研究費	5	
専用側線利用権	なし	30
鉄道軌道連絡通行施設利用権	なし	30
電気ガス供給施設利用権	なし	15

改正前 法人税法施行細則（昭和22年3月31日 大蔵省令第30号）別表3

改正後 固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和26年5月31日）大蔵省令第50号）別表3

註B 法人税法取扱通達（昭和26年9月25日）246

註C 同前246の3

註D 同前246の4

註E 同前246の5の(1)

註F 同前246の5の(2)

註G 同前246の5の(2)

2-50

庶発第349号の1 昭和28年7月13日

各都・道・府・県・市 殿

日本学術会議会長代理 我 妻 栄

科学者・技術者の海外渡航について（要望）

わが国の科学者の内外に対する代表機関たる日本学術会議は、創設以来、その任務とする「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」ことならびに、「世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」ことに努めておるものであります。

本会議は、都・道・府・県の総て、ならびに多くの市におかれて各種の試験、研究機関を設置して、科学、技術の向上発達、産業の振興に努めておられることは慶賀の至りと存じております。また、多くの都・道・府・県・市におかれて、海外の最新の科学、技術の視学、学術の研究、学術関係国際会議への出席等を目的として管下の科学者、技術者を海外に派遣されておられることは極めて喜ばしいことに存じます。

科学者、技術者を海外に派遣することは立遅れたわが国の科学技術を向上発達させ、産業を振興させ、国民の福祉を増進させるために極めて有効、有意義のものであり、今後ますますその必要度が高まるものと考えられますので、本会議は、貴都（道・府・県・市）におかれまして、管下の関係の科学者、技術者をますます数多く海外に派遣することに特別の御考慮を賜りますよう、ここに希望を申し述べる次第であります。

（参 考）

請 願 書

昭和28年6月4日

都道府県市工業試験所連絡協議会

北海道工業試験場長

阿久津 国 造

東京都立工業奨励館長  
神奈川県立工業試験所長  
愛知県立工業指導所長  
名古屋市工業研究所長  
京都市工業研究所長  
大阪府立工業奨励館長  
大阪市工業研究所長  
兵庫県立中央工業試験所長

橋本 宇一  
北島 三省  
斉藤 信治  
荒木 鶴雄  
吉本 晴一  
佐藤 正典  
庄野 唯衛  
岡本 赳

右代表 当番幹事

大阪府立工業奨励館長

佐藤 正典

日本学術会議会長 亀山直人 殿

拝 呈

貴会御隆昌の段大慶に存じ上げます。

さて、5月18日開催の七大都道府県市工業試験所連絡会議において、これら機関の研究員を優先的に海外に留学させ、先進諸国の最新技術を習得せしめるよう貴会より、これら自治体の機関長へ御勸告を願うことに決議致しましたので、右御諒承下さいまして何分ともよろしく御高配下さるようお願い申し上げます。

敬 具

2-51

庶発第376号 昭和28年7月29日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長代理 我妻 栄

人文科学関係の学術用語の制定について（要望）

学術用語制定のことは、学問の進歩とその正しい普及にとつて、きわめて重要なことであり、本会議はさきに文部省学術用語分科審議会の事業の継続完成について要望するところがありました。

いうまでもなく、学術用語の制定は学問の相互連関性にかんがみ、自然科学と人文科学と並行して行われるべきであります。よつて、政府におかれては、現在自然科学部門に重きのおかれている文部省学術用語分科審議会の事業を、人文科学部門においても更に拡大推進するよう、適当な措置をとられたく、ここに、本会議第64回運営審議会の議により、要望いたします。

（写……………文部大臣）